

(別紙様式4)

### 提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名 : 「兵庫県瀬戸内海沿岸海岸漂着物対策地域計画」(案)  
意見募集期間 : 平成23年3月4日～平成23年3月17日  
意見等の提出件数 : 4件(1人)

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
P16 重点区域に 関する海岸 漂着物対策 の内容	処理主体となる事業者が市 なのか県なのか明確でない。	1	【既に盛り込み済】 処理主体は、海岸管理者です。 各海岸により海岸管理者が決ま っており、瀬戸内海沿岸の重点区 域では、表4-2～表4-4のよ うになっております。
	回収にあたり安全の確保を 第一に優先すべき。	1	【既に盛り込み済】 本文に記載しております。(P 19 5-(1)-ウ(ウ))
	回収量の水準を設けないと 参加するだけのボランティア が増え、真心のこもった作業が できない。	1	【その他】 今後の取組の参考にさせてい ただきます。
P20 海岸漂着物 等の発生抑 制に関する 事項	漂着物等の発生源は、河川 等。海岸で毎日清掃しても、発 生源での処置がなければ、海岸 で漂着物等は発生する。河川と 海との合流地点にスクリーン を設置することが有効な対策 である。	1	【その他】 全国的にもそのような手法を 実施している事例はなく、流水の 障害、その他設置や管理上の問題 もあることから、実施は困難であ ると考えます。